



習い事や塾にかかる 費用を 香芝市が助成します



助成券の有効期限は令和9年3月31日まで

香芝市は、習い事や塾などの利用に係る保護者の経済的負担を軽減することにより、中学校などの生徒が、多種多様な学びや体験の機会を得るきっかけとなるよう、香芝市習い事・塾代助成事業を実施します。

香芝市習い事・塾代助成券のしくみ

香芝市習い事・塾代助成券（以下「助成券」という。）を使って、習い事や塾などの料金を支払うことができます。保護者から参画事業者に、助成券を使用したい旨を申し出てください。

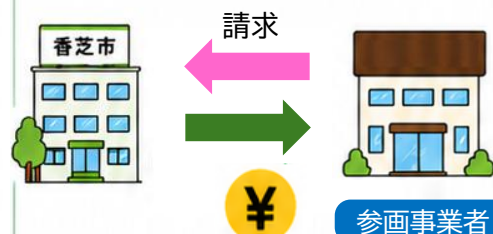
① 市が助成券を交付します



② 助成券を使って支払います



③ 参画事業者が市に請求します
④ 市が利用相当額を支払います



助成券は、香芝市で登録を受けた本事業の参画事業者でのみ
使用できます。参画事業者リストはこちらからご確認ください。→→



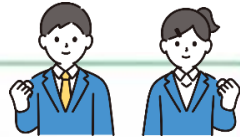
香芝市地域クラブ「ヴィオーレ香芝」は
本事業の参画事業者です

香芝市地域クラブ「ヴィオーレ香芝」の会費の支払いに、
助成券を使用することができます。使用方法については、
令和8年6月末ごろにヴィオーレ香芝（香芝市教育委員会
事務局教育部生涯学習課）からお知らせします。



香芝市習い事・塾代助成事業とは

対象者



香芝市の住民基本台帳に記録されている、中学校、義務教育学校後期課程または特別支援学校中学部の生徒の保護者

※令和9年3月1日から3月31日までの間に香芝市に転入する生徒は、令和8年度の事業の対象にはなりません。

※住民基本台帳に記録がない場合においても、保護者その他親族の暴力などを理由に避難するため香芝市に居住している場合は、本事業の対象になります。詳しくは、児童福祉課にお問い合わせください。

助成金額

生徒1人につき6,000円分
(助成券500円分を12枚)

※年度の途中で香芝市に転入する場合は、転入の日が属する月から令和9年3月までの月数と同じ枚数の助成券が交付されます。

ご注意ください

- 助成券は、助成券にあらかじめ氏名が記載された生徒が受ける習い事や塾などに係る料金の支払にのみ使用できます。
- 助成券の盗難、紛失または毀損による再発行は行いません。
- 使用期限を過ぎた助成券は、無効となります。
- 助成券は、返金し、及び換金することができません。
- 助成券は、500円以下の支払についても使用することができますが、釣銭は出ません。
- 不正な手段による助成券の使用が発覚した場合は、既に支払した助成券の利用相当額の返還を求められます。
- 本事業は、参画事業者が提供する習い事や塾などの内容、品質、安全性などについて、香芝市が保証するものではありません。習い事や塾などの利用において損害などが生じた場合について、香芝市は一切の責任を負わないものとします。



参画事業者リストにない
習い事や塾でも
助成券が使えるように
なるかも！



香芝市習い事・塾代助成事業は令和8年4月から始まった新しい事業で、現在参画して下さる事業者を募集しているところです。参画事業者リストに掲載されていない習い事や塾などで助成券を使用したい場合は、事業者に直接おたずねいただくほか、保護者が香芝市に参画事業者の登録をリクエストすることができます。リクエストがあった場合は、本事業の趣旨に沿った事業者であれば、後日香芝市がその事業者に事業への参画を依頼します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



※本事業に参画するかは事業者の判断となり、必ず登録されるとは限りません。また、事業者の登録には一定の期間が必要であるため、すぐに助成券を使用することはできません。

※参画事業者として登録を決定した場合は、市ホームページの参画事業者リストを更新していきます。保護者がリクエストした事業者の登録状況については、個別にお答えすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点は、お問い合わせください。

問合せ先

総合福祉センター児童福祉課
電話：0745-79-7522